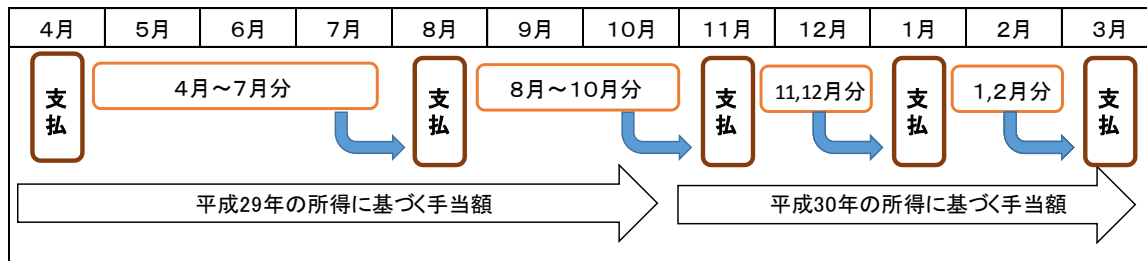


◎支給月の変更について

2019年度11月より児童扶養手当の支給月が年6回に変更されることになりました。

平成31年度[2019年度]の支払いイメージ



※2020年度からは、支払い前の月の2ヶ月分が5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回支払われます。